

令和6年度

校務支援システム導入事業

プロポーザル実施要領

むつ市教育委員会事務局総務課

校務支援システム導入事業に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、校務支援システム導入事業の業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 校務支援システム導入事業業務委託
- (2) 業務内容 校務支援システム導入事業提案仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 予算額

14,556,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

- (1) 公告
令和6年6月11日（火）から令和6年7月5日（金）まで
- (2) 質疑提出
令和6年6月21日（金）午後5時まで
- (3) 質疑回答
令和6年6月26日（水）市のホームページにて回答
- (4) 参加申込
令和6年6月11日（火）から令和6年7月5日（金）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (5) 参加資格の結果通知
令和6年7月10日（水）
- (6) 企画提案書等提出
令和6年7月10日（水）から令和6年7月24日（水）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (7) プレゼンテーション審査
令和6年7月29日（月）（予定）
- (8) 結果通知
令和6年8月7日（水）（予定）

6 参加資格

- (1) むつ市指名競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）、システム開発・保守・運用業務に登録されている企業、または、その事業者を構成員とする複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）。
- (2) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (6) 公告の日現在において、単独企業及びコンソーシアムを構成する1者が、むつ市内に本社、支店、営業所を有し、委託期間中（後の保守等も含む）の緊急時において担当者は迅速な対応が可能なこと。
- (7) 本業務に関する十分な実績及び能力を有していること。
- (8) コンソーシアムの構成員が単独企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者ではないこと。ただし、コンソーシアムに参加しない校務支援システムメーカーの製品を複数の参加者が提案することは認めるものとする。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）により、電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和6年6月21日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 むつ市教育委員会事務局総務課
電子メール：mt-ksoumu@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法 令和6年6月26日（水）までに適宜、市のホームページにて回答
- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

8 参加申込手続

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第2号）
 - イ 会社概要（様式第3号）
 - ウ 誓約書（様式第4号）
 - エ 機能要件証明書
 - オ 協定書（任意様式）※コンソーシアムで参加する場合は提出
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
- (3) 提出期間 令和6年6月11日（火）から令和6年7月5日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）
- (4) 提出先 〒035-8686
青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市教育委員会事務局総務課

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数

- ア 企画提案書（任意様式A4・10枚以内）・・・正本1部 副本9部
- イ 参考見積書・・・1部

(2) 企画提案書記載事項

- ア システム概要
 - ・仕様の基本的な考え方を踏まえ、提案の概要を簡潔に記述していること
 - ・システムの全体像について記述していること
- イ システムの特徴
 - ・他のシステムと比較して優れている点を記述していること
 - ・機能ごとに、仕様書で示す機能要件に対して、実現方法の提案を行うこと
 - ・実現にあたって留意点等があれば具体的に記述すること
- ウ 導入スケジュール
 - ・スケジュールを記述すること
- エ 事業実施体制
 - ・事業の実施体制を記述すること
- オ 運用・保守
 - ・システム保守及び運用支援について実施内容を記述すること

※副本には、事業者名（構成員含む）がわかる記載をしないこと。また、システムベンダーが直接の参加者となる場合には、システム名を明記しないこと。

(3) 参考見積書

- ア システム導入費用
 - ・システム導入時に係る全ての経費（ソフトウェア・研修費等）
- イ 保守・運用費用
 - ・ソフトウェアの保守や運用支援に要する経費を導入の翌年度から5年間の経費を年度ごとに記載すること

1 1 審査方法

- (1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション（35分以内）及びヒアリング（15分以内）を実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

ただし、参加申込者が4者以上の場合は、書類（機能要件証明書）審査による第1次審査を行い3者を第1次審査通過者として選定する。第1次審査を実施した場合は、参加者全員にその旨を通知する。

(2) 審査項目及び配点

技能評価・価格評価・・・160点

企画提案書、参考見積書及びプレゼンテーションによる評価

システム概要、システムの特徴、導入スケジュール、事業実施体制、運用・保守、システム導入費用、保守・運用費用、プレゼンテーション

操作性評価・・・・・・・・・・100点

プレゼンテーションによる評価

トップページ、名簿情報の管理、指導要録の作成、通知表の作成、教育委員会側での確認方法

機能評価・・・・・・・・・・130点

機能要件証明書による評価

システム基本要件、名簿情報の管理、出欠席情報の管理、成績処理、通知表の作成、指導要録の作成、調査書の作成、保健の管理、体力テストの処理、週案簿・時間割の作成、コミュニケーションツール、学校経営の支援、次年度処理

1 2 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第6号）により通知する。なお、必要に応じ第1次審査を行う場合はプロポーザル第1次審査結果通知書（様式第7号）により通知し、第1次審査を通過した事業者には、第2次審査の日程等についても、併せて通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1 3 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする
- エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1 4 問い合わせ先

むつ市教育委員会事務局総務課

035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

電話 0175-22-1111（内線3115）

電子メール mt-ksoumu@city.mutsu.lg.jp